令和８年10月15日

一宮市条例第30号から第37号までを別紙のとおり公布する。

一宮市長　中　野　正　康

条 例 番 号 一 覧 表

条例第30号　一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例

条例第31号　一宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

条例第32号　一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例第33号　一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

条例第34号　一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

条例第35号　一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例及び一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

条例第36号　一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

条例第37号　一宮市火災予防条例の一部を改正する条例

一宮市条例第30号

一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例

一宮市部等の設置に関する条例(昭和45年一宮市条例第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(事務分掌) 第2条　総合政策部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(4)　略 (5)　デジタルを活用した地方創生推進に関すること。 (6)～(8)　略 2　総務部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(3)　略 (4)～(8)　略 3～12　略	(事務分掌) 第2条　略 (1)～(4)　略 (5)～(7)　略 2　略 (1)～(3)　略 (4)　デジタルを活用した地方創生推進に関すること。 (5)～(9)　略 3～12　略

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

一宮市条例第31号

一宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

一宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成4年一宮市条例第50号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(登録資格)	(登録資格)
第2条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者(以下「代表者等」という。)とする。	第2条　略
(1)　地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号へ に規定する職務代行者	(1)　地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者
(2)～(4)　略	(2)～(4)　略
(登録)	(登録)
第4条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項　の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	第4条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。
(代理人による申請)	(代理人による申請)
第12条　地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト　に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「認可地縁団体の代表者等」とあるのは「認可	第12条　地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「認可地縁団体の代表者等」とあるのは「認可

地縁団体の代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。	地縁団体の代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市条例第32号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条　一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　略 (3)　幼児　法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)～(9)　略 (保育所等との連携) 第6条　家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条	(定義) 第2条　略 (1)・(2)　略 (3)　幼児　法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)～(9)　略 (保育所等との連携) 第6条　家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条

第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項 に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2)　略 (3)　当該家庭的保育事業者等 により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2・3　略 （家庭的保育事業所等内部の規程） 第18条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5)　略 (6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員	第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2)　略 (3)　当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2・3　略 （家庭的保育事業所等内部の規程） 第18条　略 (1)～(5)　略 (6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあ

	っては、満3歳以上の幼児の利用定員)
(7)～(11)　略	(7)～(11)　略
第3章　小規模保育事業	第3章　小規模保育事業
第1節　小規模保育事業の区分	第1節　小規模保育事業の区分
第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。
(職員)	(職員)
第29条　略	第29条　略
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2　略
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)　おおむね15人につき1人	(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)　おおむね15人につき1人
(4)　略	(4)　略
3　略	3　略
(準用)	(準用)
第32条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。	第32条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

(利用定員) 第35条　小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (準用) 第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。	(利用定員) 第35条　小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (準用) 第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と読み替えるものとする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条　一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次 第1章　総則(第1条―第3条) 第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準(第4条) 第2節　運営に関する基準(第5条―第34	目次 第1章　総則(第1条―第3条) 第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準(第4条) 第2節　運営に関する基準(第5条―第34

条) 第3節　特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条) 第3章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準(第37条) 第2節　運営に関する基準(第38条―第50条) 第3節　特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章　雑則(第53条) 付則	条) 第3節　特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条) 第3章　特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準(第37条) 第2節　運営に関する基準(第38条―第50条) 第3節　特例地域型保育給付費に関する基準(第51条―第52条) 第4章　雑則(第53条) 付則
(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条　略
(1)～(5)　略	(1)～(5)　略
(6)　小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。	(6)　満3歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。
	(6)の2　満3歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。
(7)～(11)　略	(7)～(11)　略
	(11)の2　教育認定子ども　法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。
	(11)の3　満3歳以上保育認定子ども　法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。
	(11)の4　保育認定子ども　法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。
(12)～(22)　略	(12)～(22)　略
(23)　特定地域型保育事業　法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。	(23)　特定地域型保育事業　法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。
(24)～(29)　略	(24)～(29)　略
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条　略	第6条　略
2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4・5　略	4・5　略
(あっせん、調整及び要請に対する協力)	(あっせん、調整及び要請に対する協力)
第7条　略	第7条　略
2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、保育認定子ども

認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第13条　略	第13条　略
2・3　略	2・3　略
4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4　略
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用	(3)　略
ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア　略
(ア)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円	(ア)　教育認定子ども　77,101円
(イ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)	(イ)　満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3	イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3

学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イ　において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ　略 (4)・(5)　略	学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ)　満3歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ　略 (4)・(5)　略
5・6　略 (虐待等の禁止) 第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、　幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利益供与等の禁止) 第29条　特定教育・保育施設は、利用者支援	5・6　略 (虐待等の禁止) 第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法　第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利益供与等の禁止) 第29条　特定教育・保育施設は、利用者支援

事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第5項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2　略	2　略
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子ども　に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども　及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども　の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものと	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものと

して、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1

して、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども　　」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号　　」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども　　(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども　(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども　　に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども　　及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども　　の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1

号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども　　」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども　　」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども　　（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども　　（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第3章　特定地域型保育事業の運営に関する基準	第3章　特定地域型保育事業の運営に関する基準
第1節　利用定員に関する基準	第1節　利用定員に関する基準
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育

事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校	2　特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	(1)　家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2)　事業所内保育事業　法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 3　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条　略	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条　略
2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
	3　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就

	学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	4　前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	5　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　略	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　略
2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利	（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利

用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　略 (3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6　略	用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条　略 (1)　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　略 (3)　当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6　略 7　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小

	規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。
(利用者負担額等の受領) 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。	(利用者負担額等の受領) 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
2～6　略	2～6　略
(運営規程) 第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	(運営規程) 第46条　略
(1)～(6)　略	(1)～(6)　略
(7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。)	(7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
(8)～(11)　略	(8)～(11)　略
(勤務体制の確保等) 第47条　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	(勤務体制の確保等) 第47条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　略	3　略
(記録の整備)	(記録の整備)

第49条　略	第49条　略
2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、保育認定子ども　に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)～(5)　略	(1)～(5)　略
(準用)	(準用)
第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と	第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子ども　を除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項　中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職

読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項　の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から

員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもに及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から

第33条までを含む。次条第3項　において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章　において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者　」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるの

第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、　第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども　を含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども　に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるの

は「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	は「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 第51条の2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよ

	う、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者＿＿＿	

を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者 」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども （特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く 。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日）

2　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

一宮市条例第33号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条　一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一宮市条例第29号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（職員） 第29条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第29条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5　前2項の規定により看護師等及び特定理

	学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（職員） 第31条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第31条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただ

	し、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条　略 2　略 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条　一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改

正する条例(令和6年一宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付　則	付　則
1　略	1　略
(経過措置)	(経過措置)
2　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	2　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
	3　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者

	の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
3　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	4　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
	5　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
4　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定	6　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接

は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	従事する職員の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
	7　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
5　子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定	8　子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもの教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもの教育及び保育

は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 9　子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定(満4歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定(満4歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条　一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員) 第36条　略 2　略	(職員) 第36条　略 2　略 3　前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法担当職員(第26条第3項に規定する心理療法担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行

	うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
付　則	付　則
1～4　略	1～4　略
5　前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。	5　前2項の規定を適用するときは、保育士（第36条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第36条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。
6　第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	6　第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第3項又は付則第3項若しくは付則第4項の規定により保育士とみなされる者及び第36条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	7　第36条第3項及び前項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条　一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年一宮市条例第60号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（職員の数等） 第5条　略 2～6　略	（職員の数等） 第5条　略 2～6　略 7　第4項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
7・8　略 付　則 1～8　略 9　第5条第4項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって	8・9　略 付　則 1～8　略 9　第5条第4項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって

第5条第4項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 10　略 11　前4項の規定により第5条第4項に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。	同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 10　略 11　第5条第7項及び前4項の規定により同条第4項に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。
	12　第5条第7項並びに付則第9項及び付則第10項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第4項に定める者(同条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条　一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の資格) 第5条　略 2　略	(職員の資格) 第5条　略 2　略 3　前2項に定める者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であ

	って、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
付　則 1～6　略 7　次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の3分の1を超えてはならない。 【別記　参照】 8・9　略	付　則 1～6　略 7　略 【別記　参照】 8・9　略 10　第5条第3項及び付則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士（第5条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

付則第3項	第5条第1項に定める者	幼稚園教員等免許状所持者

略		
付則第5項	第5条各項	略
略		

改正案

第5条第3項	第5条第1項に定める者	特定理学療法士等
付則第3項	第5条第1項に定める者	幼稚園教員等免許状所持者
略		
付則第5項	第5条第1項及び第2項	略
略		

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市条例第34号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条　一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第13条　削除	(児童対象性暴力等の防止) 第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条　一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第13条　略	第13条　略 (児童対象性暴力等の防止) 第13条の2　児童福祉施設(助産施設を除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法

	律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条　一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第3条の2　略	第3条の2　略 (児童対象性暴力等の防止) 第3条の3　幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条　一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令

和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(管理運営等) 第10条　略 2～11　略	(管理運営等) 第10条　略 2～11　略 12　認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。)を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

一宮市条例第35号

一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例及び一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条　一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(設備運営基準の目的)	(設備運営基準の目的)
第2条　設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児(法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第2条　設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児(法第14条第7項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
(学級の編制の基準)	(学級の編制の基準)
第4条　略	第4条　略
2　1学級の園児数は、35人以下を原則とする。	2　1学級の園児数は、30人以下を原則とする。
3　略	3　略
(職員の数等)	(職員の数等)
第5条　幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭＿＿＿＿＿＿又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	第5条　幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。
2・3　略	2・3　略
4　前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状	4　前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状

を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
5～7　略	5～7　略
8　幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。	8　略
(1)　略	(1)　略
(2)　主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭	(2)　主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
(3)　略	(3)　略
(学校教育法施行規則の準用)	(学校教育法施行規則の準用)
第12条　学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。	第12条　学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。
(市条例の準用)	(市条例の準用)
第13条　市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第13条　略
【別記　参照】	【別記　参照】
2　市条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併設する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設	2　市条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併設する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設

の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併設する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

付　則

1～5　略

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

6　略

7　第5条第4項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭＿＿＿＿＿及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者と

の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併設する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

付　則

1～5　略

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

6　略

7　第5条第4項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者と

して従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。	して従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
8～11　略	8～11　略

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
略		

改正案

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下「園児」という。)
略		

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条　一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の配置) 第4条　略 2　満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日8時間程度利用するものに共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて、学級を編制し、学級ごとに担当する職員を1人以	(職員の配置) 第4条　略 2　満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日8時間程度利用するものに共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて、学級を編制し、学級ごとに担当する職員を1人以

上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下とする。 付　則 1　略 (職員の配置等に係る特例) 2　略 3　第5条第1項に定める者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭＿＿＿＿＿＿又は養護教諭として従事している者を除く。以下「幼稚園教員等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。	上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下とする。 付　則 1　略 (職員の配置等に係る特例) 2　略 3　第5条第1項に定める者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「幼稚園教員等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。
4～9　略	4～9　略

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数については、第1条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第4条第2項の規定に関わらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

3　この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第2条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

一宮市条例第36号

一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年一宮市条例第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(産業廃棄物の処分費用) 第22条　市は、前条の規定による処分を行うときは、法第13条第2項の規定により、事業者から産業廃棄物の処分費用として、計量時ごとの計量表示10キログラムにつき200円を徴収する。 別表第1(第19条関係) 【別記　参照】 備考　略	(産業廃棄物の処分費用) 第22条　市は、前条の規定による処分を行うときは、法第13条第2項の規定により、事業者から産業廃棄物の処分費用として、計量時ごとの計量表示10キログラムにつき300円を徴収する。 別表第1(第19条関係) 【別記　参照】 備考　略

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分		手数料の額
一般廃棄物処理手数料	一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)で、市長の指定する場所に占有者(その委託を受けたものを含む。以下同じ。)が自ら搬入するもの	計量時ごとの計量表示10キログラムにつき　200円
略		

改正案

区分		手数料の額
一般廃棄物	一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)で、市長の指定する場所に占有者(その委託を受けたものを含む。以下同じ。)が自ら搬入するもの	計量時ごとの計量表示10キログラムにつき　300円

処理手数料		
略		

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第22条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由の生じた産業廃棄物の処分費用及び一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に徴収すべき事由の生じた産業廃棄物の処分費用及び一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

一宮市条例第37号

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例

一宮市火災予防条例(昭和37年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(液体燃料を使用する器具) 第18条　略 2　略	(液体燃料を使用する器具) 第18条　略 2　略 3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
(固体燃料を使用する器具) 第19条　略 2　略	(固体燃料を使用する器具) 第19条　略 2　略 3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。
(気体燃料を使用する器具) 第20条　略 2　略	(気体燃料を使用する器具) 第20条　略 2　略 3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。
(電気を熱源とする器具) 第21条　略 2　略	(電気を熱源とする器具) 第21条　略 2　略 3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。